

下 介 第 1 4 2 4 号
平成 2 5 年 9 月 2 日

各指定（介護予防）訪問介護事業所
各指定居宅介護支援事業所
各指定介護予防支援事業所

} 管理者 様

下関福祉部介護保険課
課長 五十嵐 修二
(公 印 省 略)

指定（介護予防）訪問介護における院内介助の取扱いについて（通知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より介護保険事業の適切な運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、利用者の通院時におけるいわゆる院内介助が、介護保険（指定（介護予防）訪問介護）の算定対象となるか否かにつきましては、厚生労働省より、
①基本的に院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合によっては算定対象となること

また、

②院内介助が算定対象と認められる場合については、各保険者の判断となること

が示されています（『通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合』及び『身体介護が中心である場合』の適用関係について」（平成15年5月8日老振発第0508001号、老老発第0508001号）及び「訪問介護における院内介助の取扱いについて」（平成22年4月28日老健局振興課事務連絡））。

院内介助の算定可否に関する保険者判断につき、本市においては、これまで個別の問い合わせに対してその都度検討し、回答してまいりましたが、その取扱いについて別紙のとおり整理いたしましたので、お知らせいたします。

つきましては、別紙内容をご確認の上、適正にご対応いただきますようお願い申し上げます。

下関市福祉部介護保険課事業者係

〒750-0006

下関市南部町21-19

(下関商工会館4階)

TEL: 083-231-1371

FAX: 083-231-2743

平成25年 9月 2日
下関市福祉部介護保険課

指定（介護予防）訪問介護における院内介助の取扱いについて

下関市において、いわゆる院内介助が、介護保険（指定（介護予防）訪問介護）の算定対象となる場合は、以下の要件をすべて満たす場合といたします。

なお、指定（介護予防）訪問介護事業所が、算定対象外の部分を自費対応、または、無償で提供することを妨げるものではありません。

（1）受診先医療機関の職員等による対応が困難であること。

※受診先医療機関において、当該医療機関の職員や院内ボランティア等による対応が可能な場合は、そちらによる対応が優先されるため、算定できません。

※受診先医療機関の職員等による対応が可能か否かについては、受診先の医療機関に確認いただくことが望ましいですが、受診先医療機関の普段または当日の混雑具合や職員等の配置具合から、当該利用者を担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員（指定介護予防支援事業所の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を含む。以下「介護支援専門員」という。）が総合的に判断しても構いません。

（2）利用者が身体介護を必要とする状態であること。

※利用者の容態から判断して、院内での待合、診察室や検査室等への移動、医療費の支払い等が1人では困難であり、身体介護が必要な場合に、当該介助を行った時間についてのみ算定可能です。院内での待合、診察室や検査室等への移動、医療費の支払い等が1人で対応できる利用者には、単に付き添っているだけの時間については算定できません。

（3）上記（1）（2）について、介護支援専門員が支援経過記録等にその内容を記録していること。

（4）診察室や検査室等内における介助を算定していないこと。

※診察室や検査室等内における介助は、医療保険で提供されるサービスであるため、算定できません。

※診察時等において、利用者に代わって、医師等に利用者の容態等を説明したり、医師からの説明等を聞き取ったりする行為は、身体介護、生活援助のいずれにも該当しないため、算定できません。